

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-4

ハイライト：

|  |   |
|--|---|
| 「肥満薬の技術特許」紛争・・・特許庁、ペプトロンに軍配を上げた          | 1 |
| 現代自動車・起亜自動車・現代モータース・・・特許7万件を突破           | 2 |
| 3Dホログラムが出るか・・・世界最速の光調節に成功                | 3 |
| サムスン電子、ドイツで中国TCLにテレビ商標権勝訴・・・「商標使用差止」     | 3 |
| 「クマ形グミ紛争」で敗訴したハリボー・・・「単なるクマの形、商標権侵害ではない」 | 4 |



## 紛争

### 「肥満薬の技術特許」紛争 特許庁、ペプトロンに軍配を上げた

#### 「ウゴービの主成分製造に関する G2Gバイオの特許消滅」

長期持続型肥満治療剤の製造方法に関するG2Gバイオ社の国内特許が消滅した。糖尿病・肥満治療剤を開発する過程で起きたペプトロン(PEPTRON)社とG2Gバイオ社間の特許紛争は、事実

上ペプトロンの勝利で幕を閉じた。

特許庁は、G2Gバイオが2021年2月に出願した特許「第2375262号」を最近になって消滅させた。この特許は「GLP-1類似体またはその薬学的に許容可能な塩を含む徐放性微粒球を含む薬学的組成物」についてのもので、国内でセマグルチド長期持続型製剤の製造方法と関連する広範囲にわたる特許だ。昨年8月、特許庁の特許審判院はG2Gバイオの当該特許登録を取り消す判決を下していた。当該特許の制限範囲が過度であるという判断だった。この特許取り消しの申請人は「自然人」であるキム・オクジャ氏と明記されている。

今回特許が消滅処理されたのは、G2Gバイオが控訴したことによる結果だ。G2Gバイオは特許庁の特許取り消し判決に対して直ちに異議申立を提起したが受け入れられなかった。

この特許の核心は、徐放性の微粒球(マイクロスフェア)にある。ペプトロンとG2Gバイオははず

れも微粒球を活用して薬の効果を高める薬効持続プラットフォームを開発した。微粒球は超小型球状のアミノ酸重合体だ。この特許技術を基に、ペプトロンは長期持続型プラットフォーム「スマートデポ」を開発し、昨年10月に米国イーライリリー社とペプトロンの間で、スマートデポ技術をリリーのペプチド薬物に適用する「プラットフォーム技術評価契約」が締結された。

G2Gバイオはペプトロン出身のイ・ヒョン代表が2017年に独立して作った会社であり、ペプチドと低分子化合物を持続型注射剤に変えることができる「イノランプ(innoLAMP)」プラットフォーム技術が核心である。

2023年11月にはペプトロンがG2Gバイオを相手取って特許無効審判を請求していたが、今回の消滅決定で、ペプトロンの無効審判は自然に棄却される見通しだ。ペプトロンからすれば、特許無効審判訴訟で勝訴してもG2Gバイオが控訴する可能性が残り、法的紛争が続くことへの懸念があったが、紛争の根本原因が完全に除去され、ペプトロンにとっては勝訴よりもさらに良い結果となったといえる。



## 出願動向

**現代自動車・起亜自動車・現代モータース  
特許7万件を突破・・・1年間で10%増加**

現代自動車・起亜自動車・現代モータースの、現代自動車グループ主要3社の国内外特許保有件数が7万件を突破したことが分かった。前年と比べて10%ほど増加した数値だ。現代自動車グループが未来技術分野とエコ分野での競争力を確保するため研究開発(R&D)に力を入れた結果とみられる。

3月23日に現代自動車・起亜自動車・現代モータース

各社の「2024年事業報告書」を総合したところ、3社の合算特許保有件数は昨年末基準で7万1882件と集計された。2023年末に6万5534件だったのに比べると、1年間で9.7%（6348件）増加した。

3社のうち、1年間の特許増加率が最も高いのは起亜だ。2023年に比べて18.2%急増した。起亜自動車は昨年末基準で国内8308件、海外1万5099件、計2万3407件の特許を保有していることが分かった。

現代自動車の特許保有件数は3万9385件で、4.2%増加した。国内1万6526件、海外2万2859件だ。現代モータースは国内4494件、海外4596件、計9090件の特許を保有し、2023年より14.4%増加した。

現代自動車グループ3社の特許保有件数は着実に増加している。2013年に2万1023件で初めて2万件を超えて以降、3年後の2016年に3万433件、2020年には4万357件を突破した。2021年に5万637件、2023年に6万3007件を超えた後、1年で今度は7万件を突破したのだ。

現代自動車・起亜自動車側は、「当社の製品および事業に適用されたり、今後の事業戦略で活用する可能性がある技術の特許で確保している」とし、「保有特許は当社の製品と事業を保護し、競合他社に対する技術および事業での競争力を強化する役割を果たしている」と説明した。

現代自動車・起亜自動車は、自律走行、先進運転支援システム(ADAS)、情報技術(IT)サービスなど、車両の電子化に関連する未来技術分野で競争力を確保することに力を入れている。電気自動車やハイブリッド、燃料電池などのエコカー分野でも技術力を高度化し、この他にロボット、水素など新事業分野についての特許も拡大しているということだ。

実際に昨年、現代自動車・起亜自動車は、電気自動車の回生ブレーキを利用して加速ペダルの操作だけで加速・減速から停車まで可能な「アイペダル3.0」、前方車両の流れや運転者の減速パターンなど、様々なナビゲーション情報を活用して走行状況別に最適の回生ブレーキを自動で設定する「スマート回生システム3.0」など、電気自動車や自律走行などに関する技術を多数確保した。

現代モータースも同様に、自律走行や電動化など、

次世代技術に関する特許の確保に注力している。未来技術の先取りを通じて成長の原動力を確保し、グローバル特許の競争力を強化するという方針だ。現代モビスの関係者は「様々な特許開発プログラムを運営し、社員の発明活動と特許出願を促している」と述べた。



## 最新技術

3Dホログラムが出るか  
世界最速の光調節に成功

韓国研究陣が、世界で最も速いテラヘルツ (THz) 帯域速度で光を調節する技術を開発することに成功した。光を調節する光変調技術は、光の強さ、周波数、位相を調節して情報を伝達する技術だ。光変調技術は、3D映像の実現が可能なホログラムディスプレイ、精密な実験および測定に活用されるパルス波の制御、光を利用した超高速データ伝送のような分野に応用できる。

浦項加速器研究所は3月7日、シン・ヒジュン専任研究員の研究チームが、浦項工科大のノ・ジュンソク教授チームとの共同研究を通じて、世界で最も速い光変調技術を開発することに成功したと明らかにした。

既存のマイクロ帯域よりはるかに広い帯域幅を持つテラヘルツ帯域の光変調技術は、メタマテリアルの表面にフェムト秒レーザーのようなパルス形態の光を照射すると、メタマテリアルのナノ構造や基板の電子特性を変化させることができる。メタマテリアルとは、まだ自然界の物質には無い特性を持たせた人工物質だ。

研究チームは、シリコン基板の上に分割リング共

振器構造のメタマテリアルを製作した。分割リング共振器構造とは、特定周波数で強い共振を起こす電磁気共振器だ。そして、製作したメタマテリアルに浦項放射光加速器 (Pohang Light Source: PLS) のフェムト秒-テラヘルツビームラインを活用したテラヘルツポンプ-プローブ分光法を適用し、特定時間の間隔での変化を分析した。

その結果、研究チームは変化を精密に調整し、光変調性能と効率性を画期的に向上させた。特定のテラヘルツ周波数で500%以上の変調深度を達成し、テラヘルツ波を自由自在に調節することにも成功した。

研究は超高速データ伝送、次世代イメージングシステム、精密医療診断センシングなど多様な応用分野に適用されることが期待される。



サムスン電子、ドイツで中国TCLに  
テレビ商標権勝訴…「商標使用差止」

昨年TCLはサムスンの「ザ・フレーム」と類似した  
「NXTFRAME」を発表

サムスン電子が、ドイツ市場での中国家電メーカーTCLを相手取って起こしたテレビ商標権訴訟で勝訴した。これを受け、TCLはドイツを含めた欧州地域で当該製品の商標を使用できない見通しだ。

サムスン電子は昨年11月にTCLドイツ法人を相手取った商標権侵害の仮処分訴訟をドイツのデュッセルドルフ裁判所に提起し、2月末に認容判決を受けたことが分かった。

訴訟が提起された商標権はTCLのライフスタイルテレビ「NXTFRAME」(NXTフレーム)で、昨年9月にドイツのベルリンで開かれたヨーロッパ最大の家電展示会IFA2024で初めて公開された。当時、TCLの「NXTFRAME」とサムスン電子の「ザ・フレーム」との類似性を指摘する声が多くあがった。

2017年に発売したサムスン電子の「ザ・フレーム」は、電源がオフになっている時でも絵や写真などの芸術作品を映し出す「アートモード」、額縁形式のベゼル(枠)、スリムフィット壁掛けデザインが特徴である。

「NXTFRAME」はこれに類似したコンセプトの製品であり、「ザ・フレーム」のデザインおよびコンセプトを無断借用したというのが業界の大半の意見だ。

裁判所は今年1月末、口頭審理を経て下した判決で、「ザ・フレーム」と「NXTFRAME」の間に混同の可能性があると判断した。

今回の訴訟を担当したドイツ法務法人はソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)に、「TCLは、直接または第三者を通じて欧州連合でテレビを取引する過程において[NXTFRAME]の商標を使用することが禁止される」と明らかにした。

現在、ドイツやフランスなどのTCLホームページでは「NXTFRAME」から「A300W」と製品名を変えた状態となっている。



## 「クマ形グミ紛争」で敗訴したハリボー 「単なるクマの形、商標権侵害ではない」

「細部的なデザインが似ていてこそ侵害」

特許法院、特許審判院の審決を取り消す

世界的なグミ菓子メーカーであるドイツのハリボーが、クマの形をしたグミの商標権を巡る紛争で敗訴した。法院が立体商標の権利範囲について具体的な判断を下したことは大きな意味があるという評価が出ている。

2月14日に韓国のグミブランド「ウィニービーニー」を運営するシーミックスが「クマ形グミがハリボーの商標権を侵害したかどうか判断してほしい」として、ハリボーのクマ形グミの国内商標権者であるリゴトレーディングを相手に提起した消極的権利範囲確認(商標)訴訟で、特許法院第2部は、3月12日に特許審判院の審決を取り消して原告勝訴の判決を下した。

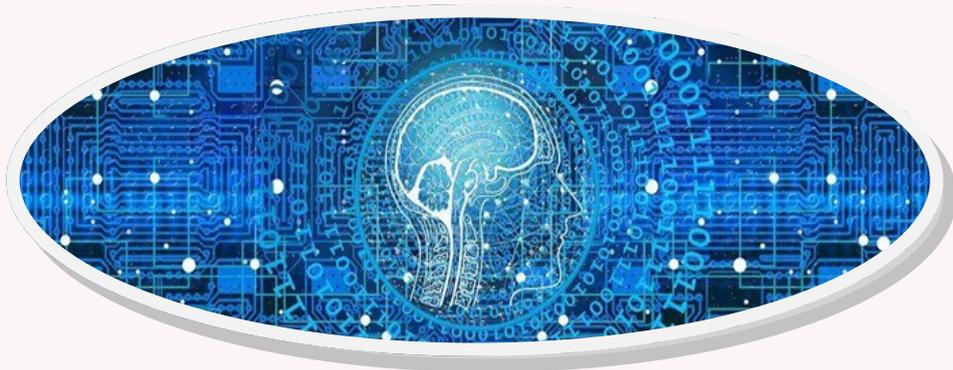
今回の訴訟は、ハリボー側がシーミックス、ネスレなど国内でクマ形グミを流通する企業に商標権侵害を主張し、販売中止を要求する内容証明を送付したことが発端となった。ハリボーは2016年にクマ形グミの立体商標を国内に登録した。立体商標とは、3次元形状の商標を意味する。代表的な事例としては、ピングレが販売する「バナナ味牛乳」のつぼ型容器がある。

これに対してシーミックスは、自社が販売するクマ形グミはハリボーの商標権を侵害していないという確認を受けるため、特許審判院に消極的権利範囲確認審判を請求した。

これに特許審判院は、シーミックスのクマ形グミがハリボーの商標権を侵害したと判断していた。審判院は「ハリボーのクマ形グミは一般的なグミの形とは異なり、独自の識別力が認められる」として「ウィニービーニーのクマ形グミの外観はハリボー

製品と似通った印象を与える」と認めた。

しかし、特許法院の判断は違った。グミが単純にクマの形だという理由だけでは商標権侵害は成立せず、ハリボー製品と細部的なデザイン要素まで似ていてこそ侵害といえるとした。法院は「登録商標の権利範囲は『クマの形のグミ』という概念全体には及ばない」とし、「立体商標として登録された具体的な表現方式に限定される」と示した。ハリボーは判決を不服として大法院に上告した。



**韓国における知的財産問題でお悩みですか  
新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。**

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータプログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

**河 合同特許法律事務所**

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.com  
Website : <http://haandha.com>

**SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.**

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : st@stpat.co.kr